

<p>第22回 大田区移動等円滑化推進協議会 議事録</p>	<p>令和元年 12 月 25 日(水) 10:00～11:30 大田区消費者生活センター 2階 大集会室</p>
<p>■議事</p> <p>(1) (仮称)大田区移動等円滑化促進方針(素案)について</p> <p>(2) その他</p> <p>■配布資料</p> <p>・(仮称)大田区移動等円滑化促進方針(素案)</p>	

■質疑応答/意見交換

1. (仮称)大田区移動等円滑化促進方針(素案)について、その他

委員長 : 全体として前回よりはかなりバージョンアップされている。細かなことでもいいのでご意見いただきたい。最初に促進方針の策定について、これまでの1-1から1-5までの策定体制、スケジュール、7 ページ辺りまででご質問等はあるか。

委員 : 本日はまず御礼申し上げたい。移動等円滑化促進方針について作成の協議会を設けていただいた。都内だけでなく、関東一円でも促進方針の策定は大田区が最初になる。先進的な取り組みになっている。改めて協議会にご参加いただきありがとうございます。それでは質問と訂正をお願いしたい。2 ページの(1)バリアフリー法の改正の3行目、31年11月は30年11月の誤りなので訂正していただきたい。もう1点は、移動等円滑化促進方針のバリアフリー法に基づいて記載すべき事項の1つとして、届出制度がある。区域内の生活関連経路に隣接する重要な施設については改築を着手する30日前までに自治体に届け出を行う仕組みがある。この記載については、法律に基づいているので、当然実施するという考えもあるが、方針の中に制度があることを記載しておいた方がいいのではないかと。

事務局 : まずは2ページについては訂正させていただく。届け出制度については、第1回の協議会で、既存の大田区の推進方針と国のガイドラインとどこが違うかについて、比較させていただき、届け出制度があることを記載させていただいている。法律で決まっているので当然やるべきであり、方針には合わないのと、方針の中では謳っていない。おっしゃった通り、この中でも記載した方がいいのか、検討していきたい。

委員長 : 3ページの概要の中に、前は記載があったのではないかと。なぜ抜けているか確認したほうがよい。方針、促進地区、すでに基本構想があるところにもかかってくるかと思う。

それでは、2章の移動等円滑化の課題の整理、8ページから13ページのところ、枠の中に、それぞれのとりまとめの課題が整理されている。2章でご質問、ご指摘はないか。視覚障害の方には、表の中の説明は以下のとおりであるなど、ご理解いただいているか。事前に説明があったかどうか分からないが、後ほどご確認いただきたい。

委員 : 心のバリアフリーという言葉があちこちに出てきている。心のバリアフリーとは具体的にはなにか。精神障害に限って言えば精神障害者の偏見をなくすことだ。私たちの団体はそういった啓発活動を行っている。小学校のいじめから始めて、職場での人間関係から精神疾患を発症している人が多い。いつ自分がかかってもおかしくない。私たちが啓発活動として、当事者や家族が実態を報告する講演会を行っているが、集まってくる人も当事者や家族など関係ある人ばかりだ。ここに謳っているように、区民一人一人が障害者や高齢者を理解するためにどうしたらいいか。一度、啓発活動の講演会を区主催でやっていただき、区報に載せていただくと、区報に載ると参加していただくかたもいる。事業者や民間に任せるのではなく、区としても取り組んでいただきたい。16ページいろいろ書いていただいているが、区民一人一人が障害者、高齢者を理解するために、啓発講演会を開くといったことを書いていただくと助かる。

事務局 : 福祉部でそういった啓発活動について、ご紹介いただきたい。

委員 : 心のバリアフリーについては、周知啓発が大きな課題だ。障害理解、高齢者、子育て、外国人等の配慮が必要だ。区としては、毎年地域におけるユニバーサルデザイン実践講座を開催しており、昨年度まで各出張所単位で訪問し、主に障害理解の講座を開いて区民の皆様に周知を図っている。今後も地域の方々、一般だけでなく、事業者を含め、福祉部で心のバリアフリーを周知するためにいろいろな事業を展開していく予定がある。区報での掲載を含めて検討をしていきたい。

委員長 : 一体的に、福祉と両方で連携しながらやっていかないといけない。

委員 : UD講座による啓発は、特別出張所で色々行われているが、集まってくる方は関係者だけだ。しっかり地域の方に向けて実施していただきたい。自治会長さんは来てくれるが、地域の人までは来ていただけていない。せっかいいものを実施していただいているのに残念だ。もう少し普及させていただきたい。

委員長 : 福祉部がやると関係団体だけになりやすい。どこでもそうだ。そこから離さないといけない。むしろ当該の事業者が心のバリアフリーとは何かということを議論していかないと、交通関係では、障害の理解だけで終わってしまう。その先に行かない。その先は非常に難しく、出会いやコミュニケーションということになる。そうすると、商店街の人たちもそうだが、むしろ商業や産業課といったところが主催するなどして、自治会長さんがお仕事で来るのではなく、自分たちの問題として出てくるようなかわりをしていかないと難しいのではないかと。区も、担当課がやるのではなく他の課がやらないと、サポートするのは福祉部でもいいが。

他の分野の領域の人が集まってくるようなことをやっていかないといけない。これはなかなかできていない。教育委員会は障害の理解を始めるが、みんな違うので障害を理解することなど本当にはできない。会うとか、何か一緒にやる、仕事をするなどしないと、そういうようなきっかけをやっていかないといけない。バリアフリー法の事業者が接遇でどうするかということと地域での展開とはちよつと違うところだ。この辺をうまく理解しながら進めていかないと。企画する側も難しい課題があるが、むしろ当事者はほつといて、違う人たちに対してどうするか、という側面を積極的に展開していただきたい。ようは偏見や差別、違って構わないということだ。理解しなくても、一緒に困ったときに相談できる体制をどうやって作ることができるかが重要だ。

委員 : 13 ページの主な課題の四角く困っているところに付け加えていただきたいことが 2 点ある。鉄道の駅でバリアフリー化が進み、複数の出入口のバリアフリー経路の確保とあるが、蒲田駅構内で、外から上がってくる人の流れと、改札口から出る人の流れの交差が起きている。障害のある方や高齢者も、特に朝、通勤ラッシュの時に、よくぶつからないなと思うぐらい交差する。東急線もまっすぐ行く人と、中央口に行く人、電車が到着して出てくる人と、改札に入ろうとする人の流れがとても怖くて、うちの息子は突き飛ばされたことがあり、いつも怖いと感じ出ている。難しいと思うが、経路の確保等を考えてほしい。もう 1 点は、スーパーや公共施設で、障害者用の優先駐車スペースに、一般車が出入口のそばなので止まっている。特に高級車が多い。運転する人が車いす等の障害者だと、そこがないと大変だ。区独自で周知をしていただきたい。ご存知の方が大半だと思うので、ちよつとと思っていると思うが、後から来る障害のある方が停められなくてどうしようということになる。いいアイデアがあったらいいが。

委員長 : 鉄道事業者の方、個人的な考えでも構わない。いいアイデアはあるか。経路を特別にするのは難しいと思うが。

委員 : 駐車場の問題について言っていたが、私が言わなければいけない問題だ。私も車椅子マークの駐車場に本来は止めたいが、なかなか止められないことが多い。先に止まっているのは、障がいを持っている人なのか疑問だ。空いているから使ってしまうという人がまだまだ世の中にはたくさんいるのではないかと常々思っている。国レベルで、止めたら違法駐車だと、止めたらリスクがあるぐらいの法的な効力がないと難しいのではないかと思う。それも難しいとは思っているので、自分の中でもやもやしている。正当な理由なく、停めてしまうとリスクがあると、各設置事業者が決めて、止めた方にペナルティを課しないと効力が発しないのかと思う。そのようなリスクを公が決めるのも難しいと思うが。なにかいいアイデアがあれば教えてほしい。僕も考えていきたい。

委員長 : 先に駅の関係で事業者の方何かご発言はないか。

委員 : 個人的な意見だが、改札を利用されるお客様とそれ以外をご利用されている

お客様の交差については、朝のラッシュ時等そういったことが見受けられる。一方で、ハード的な整備は難しい。心のバリアフリーというところで、駅社員がお声掛けをさせていただき、うまく誘導を確保するといったところをもう少し進めることができたらいいと感じている。

委員長 : ぜひ、声掛け運動と同じように、ご検討いただければ大変ありがたい。

委員 : 蒲田駅周辺、大森駅周辺、区を中心拠点のまちづくりに関わっている。蒲田駅については、ご指摘があった通り、東西自由通路の形状や幅などが現状、区民の皆さまへのサービス水準を満たしていないということは把握をしている。JR 東日本との協議も必要だが、駅を中心とする蒲田駅周辺のまちづくりの中で中長期的な整備の中での東西自由通路のあるべき姿は課題として認識している。今日明日ですぐに改善はしないが、今後駅の機能改善も時期的にくるので、区としても JR 東日本と協力してまちづくりの中でどういった解決ができるか検討したい。

委員長 : もう一点の駐車場関係は、事業者チラシを配布するとか。車椅子利用者用駐車場は障がい者用の区画だということ、繰り返し実施しており、全国展開の店舗はやっているかと思う。罰金制度を設けた方がいいという当事者の方々はいらっちゃって、3 回くらい検討会を開いていて、私は座長でもあった。罰金制度のある国はたくさんあって、韓国は市民が、違反車をスマホで挙げて、罰金を支払わないと免許更新ができないという制度のところもある。やるかやらないかだと思うが、国もなかなか、そこまで振り切っていない。もう 1 点はパーキングパーミット制度があり、許可のカードを持っていて車に掲げ、優先的に駐車できる仕組みが佐賀県で始まった。車いす利用者だけではなく、妊婦さんやベビーカーの方、聴覚障害の方など、そういった方にも広げたので、多機能トイレの問題と同じで、利用者が重なってしまう。車椅子用の駐車区画は車椅子利用者を優先しなければならないが、そういうことになってしまったので、東京都や首都圏は、連携してパーキングパーミットの導入に反対している。正しくパーキングパーミット制度を実施すればよろしいかと思う。国土交通省でも検討する機会が出てくると思う。遠慮なく声を挙げていただきたい。

3, 4 章のご発言お願いしたい。促進地域の指定辺りだ。ご説明にもあったが、主な課題を踏まえ、教育施設が対象施設として追加された。特別特定建築物の枠組みの中だ。東京都のバリアフリー条例では学校はすべてで、バリアフリー法では特別支援学校の義務化が図られている。バリアフリー条例ではすべてになっているので、避難所の問題もあり、これから入れていかなければならない。文科省でも、法改正が早い段階で行われるのではないかと。現地点では方針と対象地区の選定ということなので、この後、基本構想で重点整備地区を掲げていくときに、もう一度検討すると思うが、現在かなり広く設定されている。全体としては 37 ページ、A3 見開きのところに、促進方針としては全区に渡るが、促進地区としてはブルーの一点鎖線で示されており、やや網が濃いと

ころが、現行の重点整備地区で、少しずつ枠が広がっている。

副委員長 : 候補地の選定のところで、定量化をしながらバリアフリー化の優先順位を評価したということで、評価指標の設定をして、地域を選択した形だと思うが、以前、基本構想の時には、地域の高齢化率が入っていたかと思う。そういう意味で言うと、促進計画だとそのような高齢者が多いから整備を優先しましょうという意識ではなくて、むしろ、地域の必要性に寄って行った地域選択という形と私はとらえた。形としては色々な地域が隣接したような形で、面的に広がっていく形にまとまったということで、最終的にはうまくいったという気がしている。そういう意味で言うと、高齢化率は削減したという理解でよろしいか。

事務局 : 高齢化率は今の資料では抜けている。37 ページの資料を見ていただくと、今回新たに大田区全域を推進するエリアということで、指定をさせていただいている。副委員長が仰ったように、高齢者が多いからというわけではなく、区内全域が、バリアフリーを今後していく必要があるというエリアと改めて認識したうえで、重点的に促進していくところを今回定めた。この中でも濃いオレンジ、薄いオレンジがあり、比較していただくと今までの計画よりエリアは広がっている。今後は、これがより広がり、最終的には区内全域がオレンジ色に塗られることを目指して、何年先になるかは分からないが、今後取り組んでいきたい。

副委員長 : そのうえで、これまで積み残してきた地域が取り残されるかもしれないという問題意識は持っていたきたい。前回の基本構想で、惜しくも漏れてしまったのが、田園調布だ。ここは高齢化率が高い地域で、そういった課題を忘れないようにすることが必要ではないかと思うので、よろしくお願ひしたい。もう一つは、候補地の概要の中に施設がプロットされているが、エリアに少しでもかかったら、その施設を指定していく考え方か。それから、意見として 30 ページからエリアが指定されているが、他の地域の推進地区も載っているということで、こういったつながりは非常に重要だ。他のエリアも分かるといい。説明の中に重点整備地区と推進地区のエリアが、若干変わるというお話があったが、それは図示されるといい。

事務局 : まず、24 ページから 27 ページの 500m の円に少しでもかかったら対象施設として考えている。また、隣接の促進地区の色分けだが、ご指摘の通り、わかりにくいところがあるので、促進地区で色分けをして、わかりやすく表現したい。重点整備地区だが、この後、どこを重点整備地区として定めて、整備内容をどうしていくかについては、来年度以降、計画を検討する中で検討したい。37 ページの現行の重点整備地区は 3 か所あるが、これと一致するか広げるかについては、この協議会の中で、来年度検討させていただきたい。

副委員長 : 30、31 ページですでに重点整備地区と指定されているエリアと促進地区がびつたり合っているという理解でよろしいか。

事務局 : その点については、促進地区の方がかなり広がっているの、色分けしたい。

委員長 : 惜しくも漏れてしまったという田園調布地区は促進地区にも入っていない。

- 事務局 : 指数化しているため、評価としては 7 点で、今回は 8 点以上を抽出した。促進すべき地区としての評価は高い。今後とも見直しの中で、生活関連施設が増えれば当然入ってくる。そういった見直しの中で、上がってくる駅だと思っている。
- 副委員長 : すべてをやるということではなく、忘れないようにしていただければいい。
- 委員長 : 心のバリアフリーというお話が最初にあった。そのような事業がそれぞれのエリアで展開していくことが重要だ。そういうところから全体のバリアフリーが促進していくエリアに入っていく。私たちのところでもやろうということがあれば、全体のランクに関係なく、地域の機運が高まれば、おのずと出てくる。そういった、コミュニティ活動も含めた全体のまちづくりが重要だ。大変だが、そういった仕掛け作りもやってほしい。
- 委員 : 確認だが、28 ページの池上地区まちづくりランドデザインが池上地区の選定理由として記載されているが、池上地区だけが策定しているという理解でよろしいか。
- 事務局 : 候補に挙げた 4 地区はそれぞれ、点数としても高くなっている。4 地区の中で池上を選定したのは、おっしゃったように、ランドデザインもあるが、それを作るにあたって、まちづくりの協議会がすでに活動しており、公共施設の見直しの検討や、今後まちをどうしていくか、というところが動き始めているため、そういったところを考慮して、池上駅周辺を促進地区に選定させていただいた。今後他の 3 地区についても、具体的な動きがあれば、その都度促進地区として、新たに組み込んでいきたい。
- 委員長 : 早い段階で動きがあれば、取り組んでいただきたい。
- 副委員長 : 蒲田の乗降人員について、東急蒲田、JR 蒲田駅を見ていて感じたが、東西の自由通路は、改札から降りてくる方、東急から来る方、色々な方がいる。大田区の観光地図を作ったことがあるが、蒲田は乗降人員が 30 万人いると聞いた。そういう統計は取っているのか。大森も分かれば、平日の乗降人員を教えてください。最近、蒲田駅が多く感じる。日曜日の午前中もぶつかりそうに通れない感じだ。新宿並みにすごい人だ。
- 委員 : 一日平均 JR 東日本大森駅の H30 年度乗降人員は、19 万 3944 人、JR 蒲田駅は 29 万 2674 人、東急蒲田駅は 16 万 9257 人、京急蒲田駅は 6 万 4280 人となっている。
- 副委員長 : 増加しているとみていいか。
- 委員 : 増加傾向だ。
- 委員長 : 全体を通して、あるいはバリアフリーの促進に関連するご意見でもいい。
- 委員 : 44 ページの区民のヒアリングの結果について、シニアクラブ連合会のところで、バスのバリアフリー化、歩道や信号機のバリアフリー化について、歩かないので分からないとある。バリアフリー化する必要のある地域について、池上、六郷、羽田の方はバスがあるだけで、鉄道がないとある。それぞれの地域で、ほっと

いてほしいという地域はないとある。このような文言は削除してほしい。私は常に、高齢者標準化社会という社会理念に基づいたことを申し上げている。シニアクラブとしてというよりも、シニアが住みよいまちづくりをするためには、高齢者標準化社会ということまちづくりの基本の理念に置いていくべきではないかという文言にしていきたい。

それとは別に 3 ページに定期的な見直しを努力義務化するとある。また、36 ページのその 2 に、本方針の評価見直しというところで、必要に応じて、移動等円滑化促進方針の見直しを行うものと定めていますと、この常に現場に合わせた進捗状況の点検は極めて大事だと思う。この冊子が出来上がっても、現場発の感覚を的確にとらえていかないと次への前進はない。事務局として、進捗状況の現場的感覚における点検ということについての考え方をお知らせいただきたいとともに、そういうことも言葉として載せてほしい。

事務局 : 区民部会の団体ヒアリングのご意見は削除したい。また、3 ページの定期的な評価見直しと 36 ページの見直し等については、バリアフリー法の 24 条の 3 に市町村が移動等円滑化促進方針を作成した場合において、おおむね 5 年ごとに方針に定められた、地区等の実施状況について、分析評価するよう努めなければならないと法律で決められている。この法律に基づいて、区民部会などを開き、現場で点検を行って、それぞれの上ってきた意見を踏まえ、今度つくる計画に反映したい。

委員長 : 委員の発言では、計画をつくった後、それが 5 年後だが、どうしても基本構想を作ると、当初立てた事業計画の進捗率が出てくるので、それ以外の問題がたくさんあるのだが、なかなか計画を改正しない、あるいは見直さないということが起こっている。そういうことも含め、少し柔軟に、現場の動きに合わせて、進捗に合わせて、新たな課題があれば、5 年を待たなくても見直さなければならない部分も出てくるのではないか。そういうご発言だったかと思う。やってみなくては分からないがよろしく願いたい。参考資料はパブコメに入れるのか。重要な根拠ではあるが、なくていい。公式な報告書として出される可能性があるもので、各ご発言いただいた団体に確認して修正をいただいたほうがいい。

事務局 : 最終的な冊子にするときには、巻末資料として入れたい。その理由としては、せっかくまち歩き点検をして、意見をいただいているので、その意見を次の計画に生かしたいと考えている。そういった意味でも巻末資料については、最終的な冊子には残したい。

委員 : パブコメには出てこないのであれば、参考資料を修正したいところはいつまでにすればよいか。

事務局 : 2 月 13 日に方針案が確定する。最終的にできるのは、案を承認していただいて、いただいた意見に対して、反映させるので、3 月までにいただければ大丈夫だ。

委員長 : 3 月と言わず、早めに。これが流れてしまうとまずい。できるかぎり早めに各団体

に照会してほしい。1 月いっぱいくらいまでに修正を挙げていただく等していただくといい。

前回に比べればよくなっている。実際には方針、促進地区の指定が決まって、パブコメ後がとても大事だ。その後、事業の計画に移らなくてはならない。そういうことも含めて、さらにご助力をお願いしたい。

後でお気づきの点は事務局やパブコメでもいいのでお願いしたい。

事務局

: 次回協議会は 2 月 13 日午後を予定している。引き続き委員の皆さまに置かれては、大田区の移動等円滑化にご協力いただくようお願い申し上げます。また本日会議内で発言できなかったお気づきの点は、令和 2 年 1 月 14 日(火)までに事務局にご連絡いただきたい。巻末資料については、1 月までを目途に確認したいので案内をさせていただきます。

以上